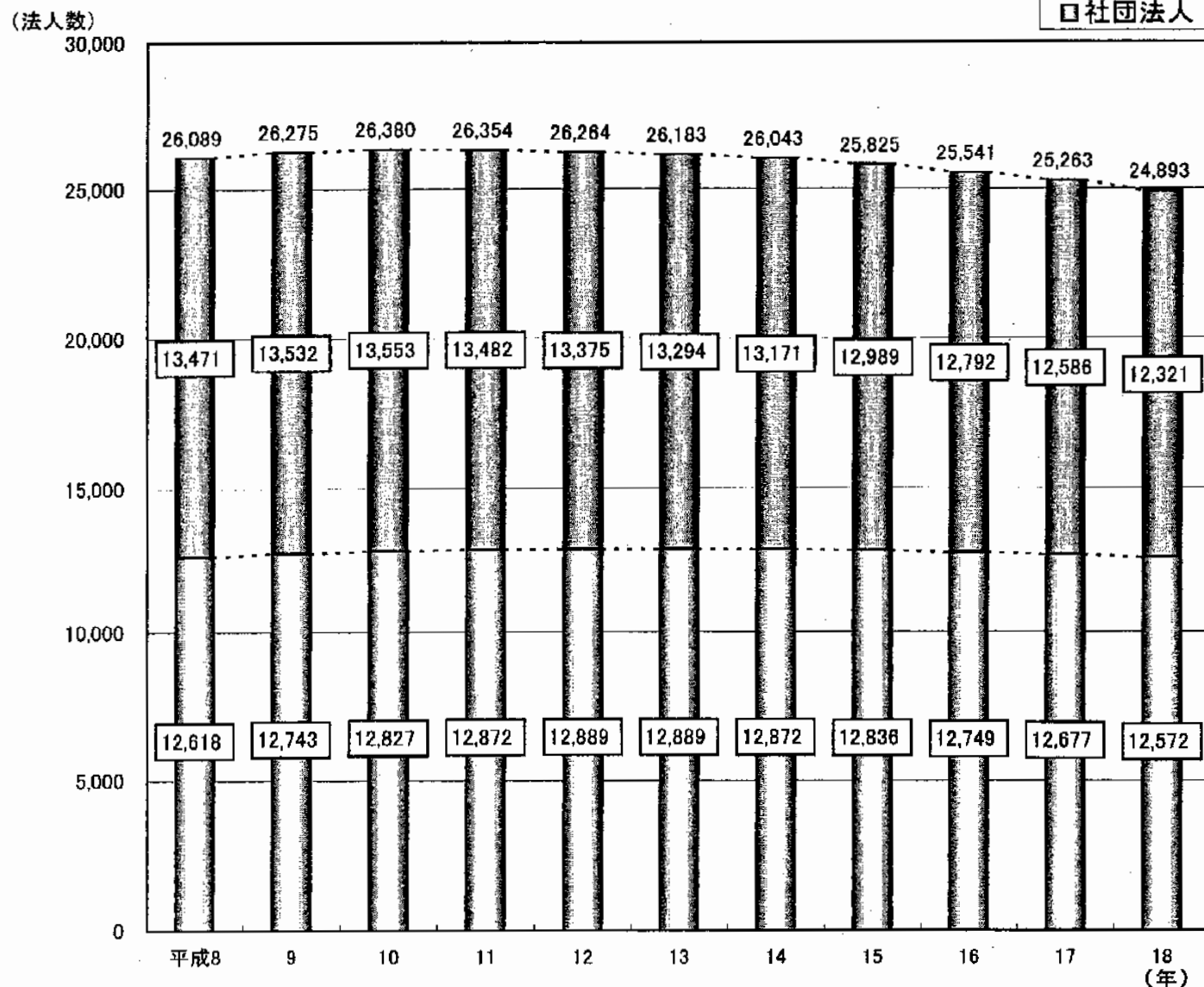


(2) 公益法人の実態

民法第34条法人(社団法人・財団法人)数の推移、公益法人等の数

○ 民法第34条法人(社団法人・財団法人)数の推移



(出所) 総務省「平成19年度 公益法人に関する年次報告」

■ 財団法人
□ 社団法人

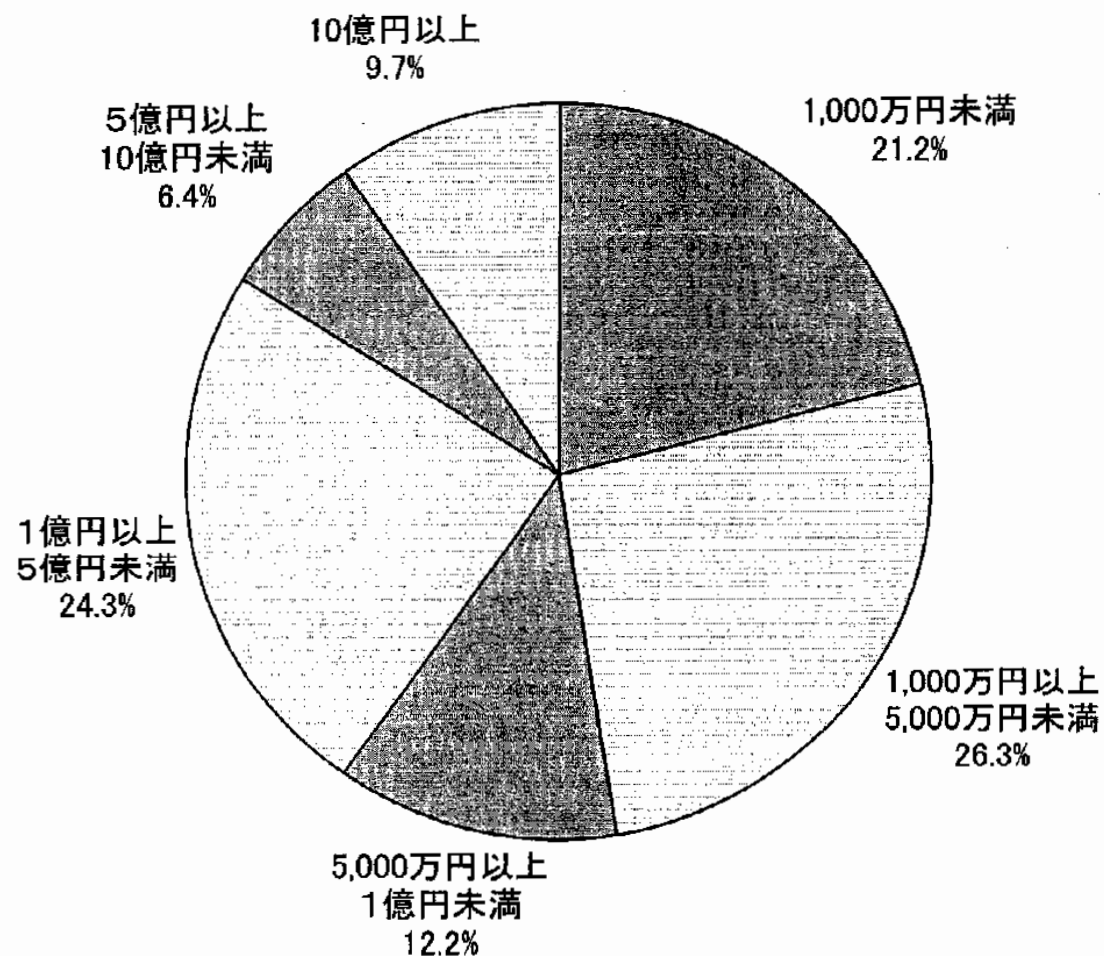
○ 公益法人等の数

区分	法人数	構成比
民法第34条法人	24,893	9.8%
学校法人	7,875	3.1%
社会福祉法人	18,453	7.3%
宗教法人	183,200	72.0%
その他	19,853	7.8%
計	254,274	100.0%

中間法人	3,879	有限 3,548 無限 331
------	-------	--------------------

(注) 財務省調べ(法人数については、各法人で調査時点が異なる。)

年間収入額別の民法第34条法人(社団法人・財団法人)数



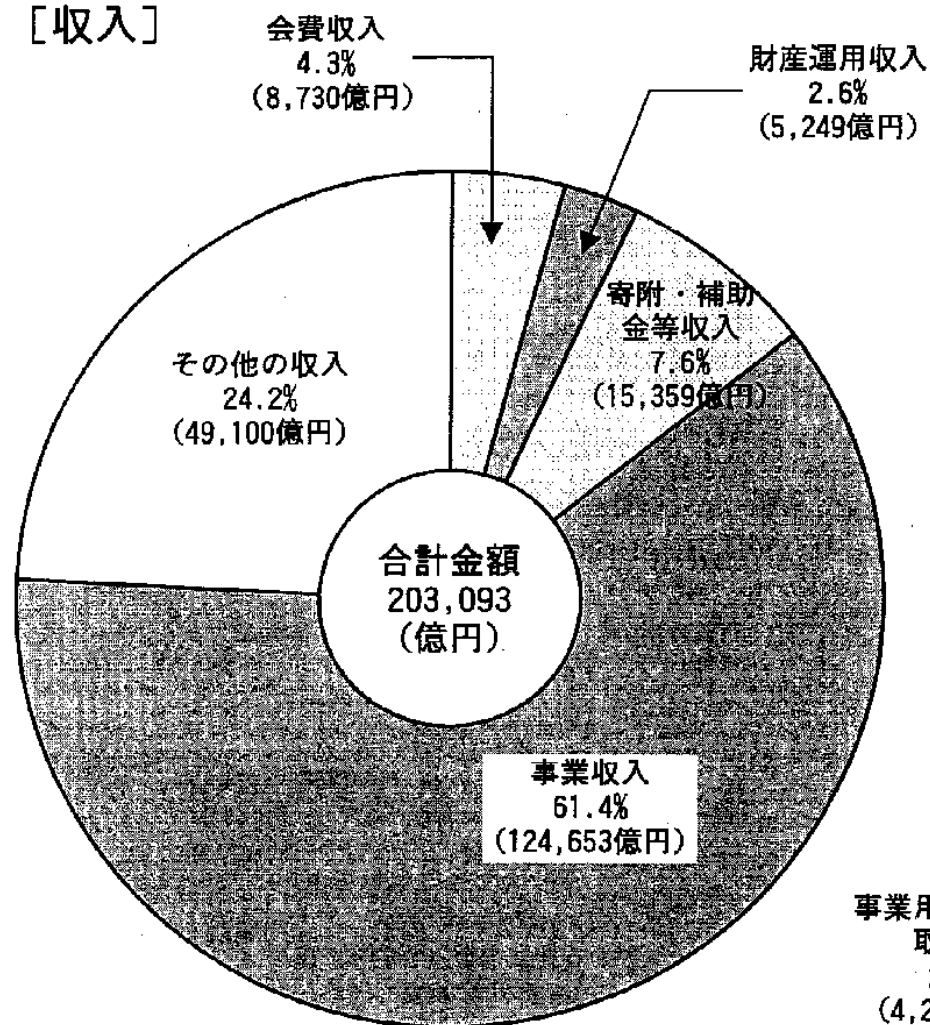
年間収入額	法人数	割合
1,000万円未満	5,274	21.2%
1,000万円以上 5,000万円未満	6,546	26.3%
5,000万円以上 1億円未満	3,030	12.2%
1億円以上 5億円未満	6,048	24.3%
5億円以上 10億円未満	1,589	6.4%
10億円以上	2,406	9.7%
合 計	24,893	100.0%

(出所) 総務省「平成19年度 公益法人に関する年次報告」

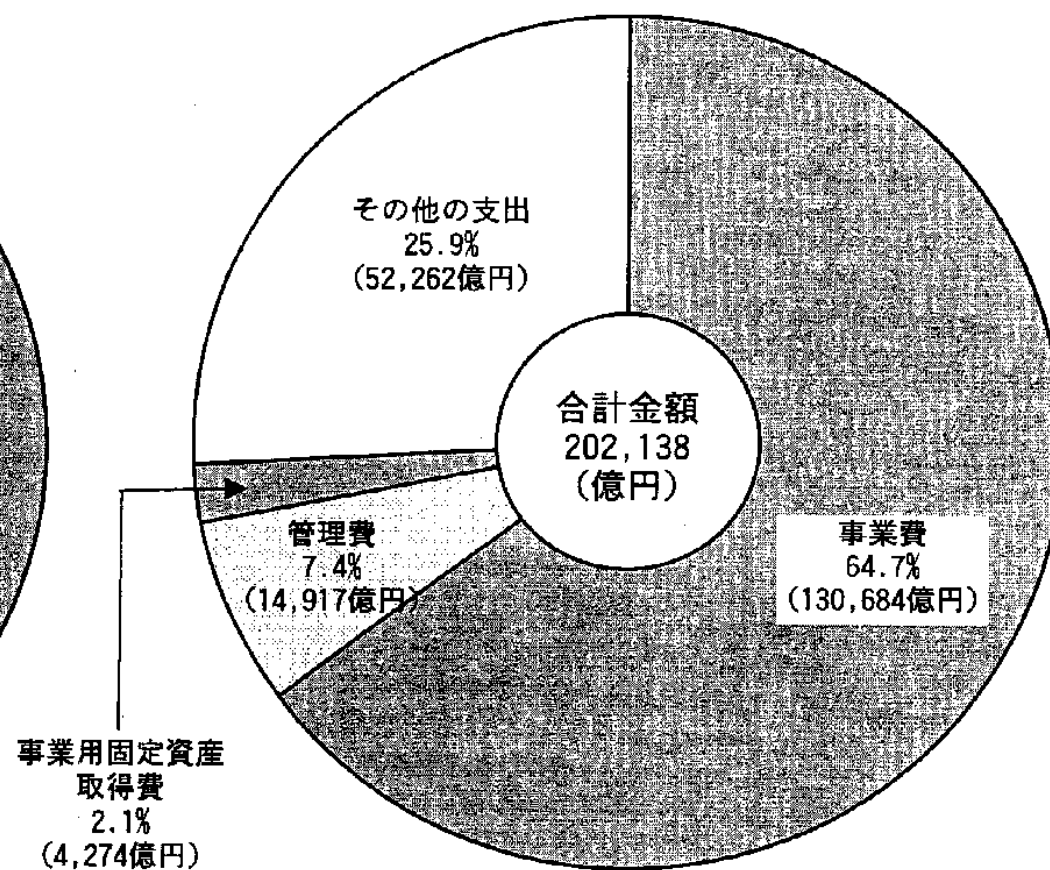
(注) 年間収入額とは、総収入額から前期繰越収支差額を控除したものをいう。

収入構造及び支出構造：民法第34条法人(社団法人・財団法人)全体

[収入]

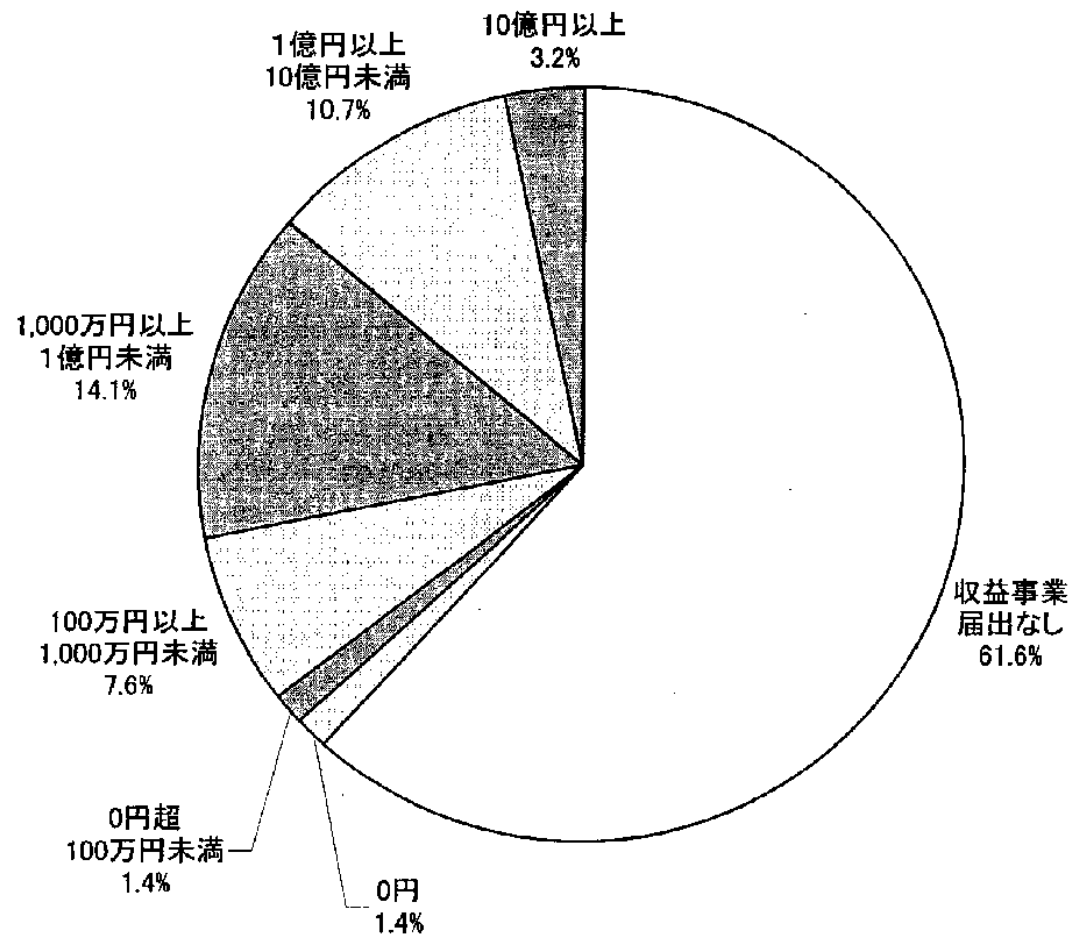


[支出]



(出所) 総務省「平成19年度 公益法人に関する年次報告」

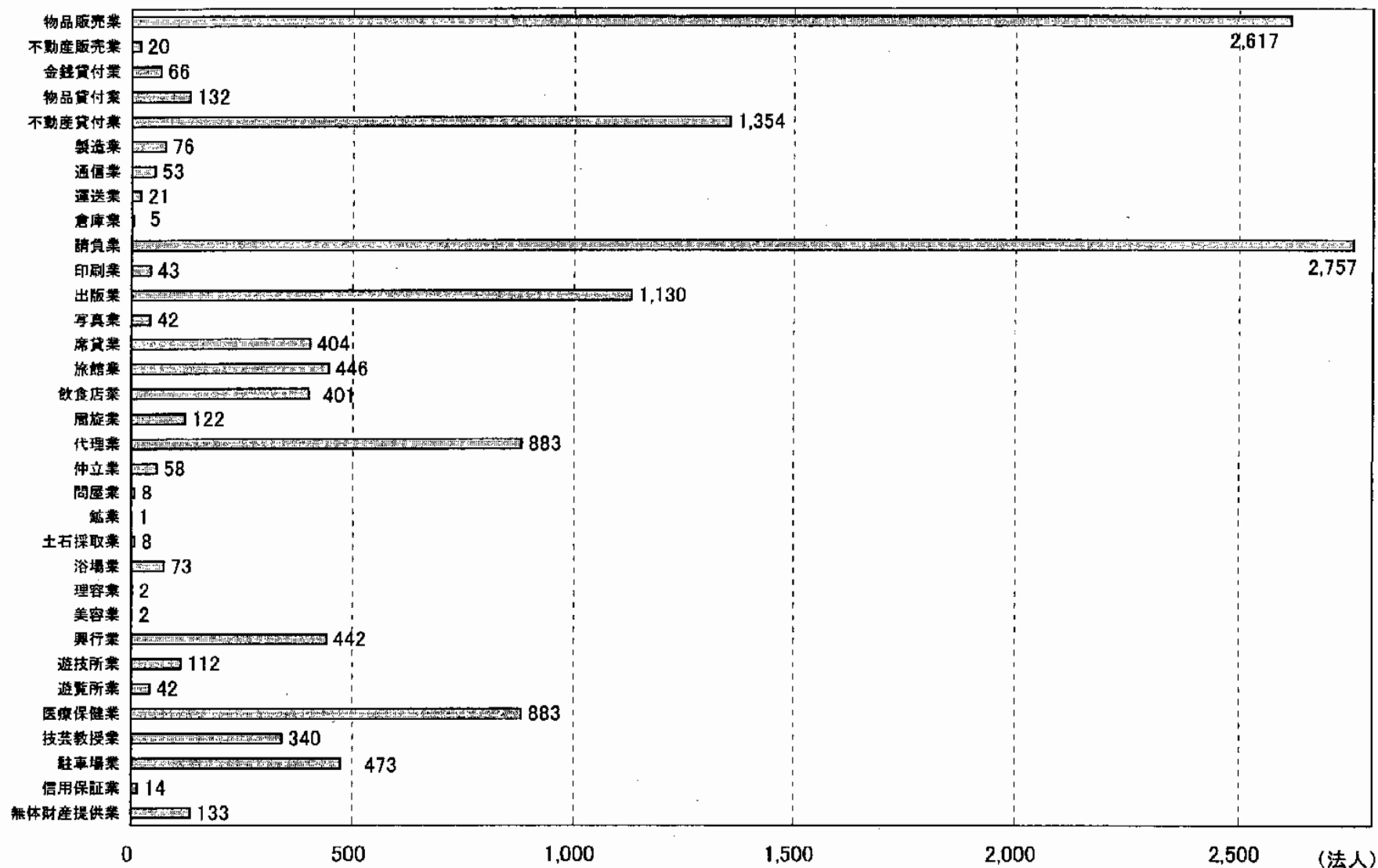
税法上の収益事業収入額別の民法第34条法人(社団法人・財団法人)数



		法人数	割合
収益事業届出なし		15,343	61.6%
収益事業収入額別法人数	0円	346	1.4%
	0円超100万円未満	352	1.4%
	100万円以上1,000万円未満	1,894	7.6%
	1,000万円以上1億円未満	3,503	14.1%
	1億円以上10億円未満	2,652	10.7%
	10億円以上	800	3.2%
合 計		24,893	100.0%

(出所) 総務省「平成19年度 公益法人に関する年次報告」

税法上の収益事業別の民法第34条法人(社団法人・財団法人)数



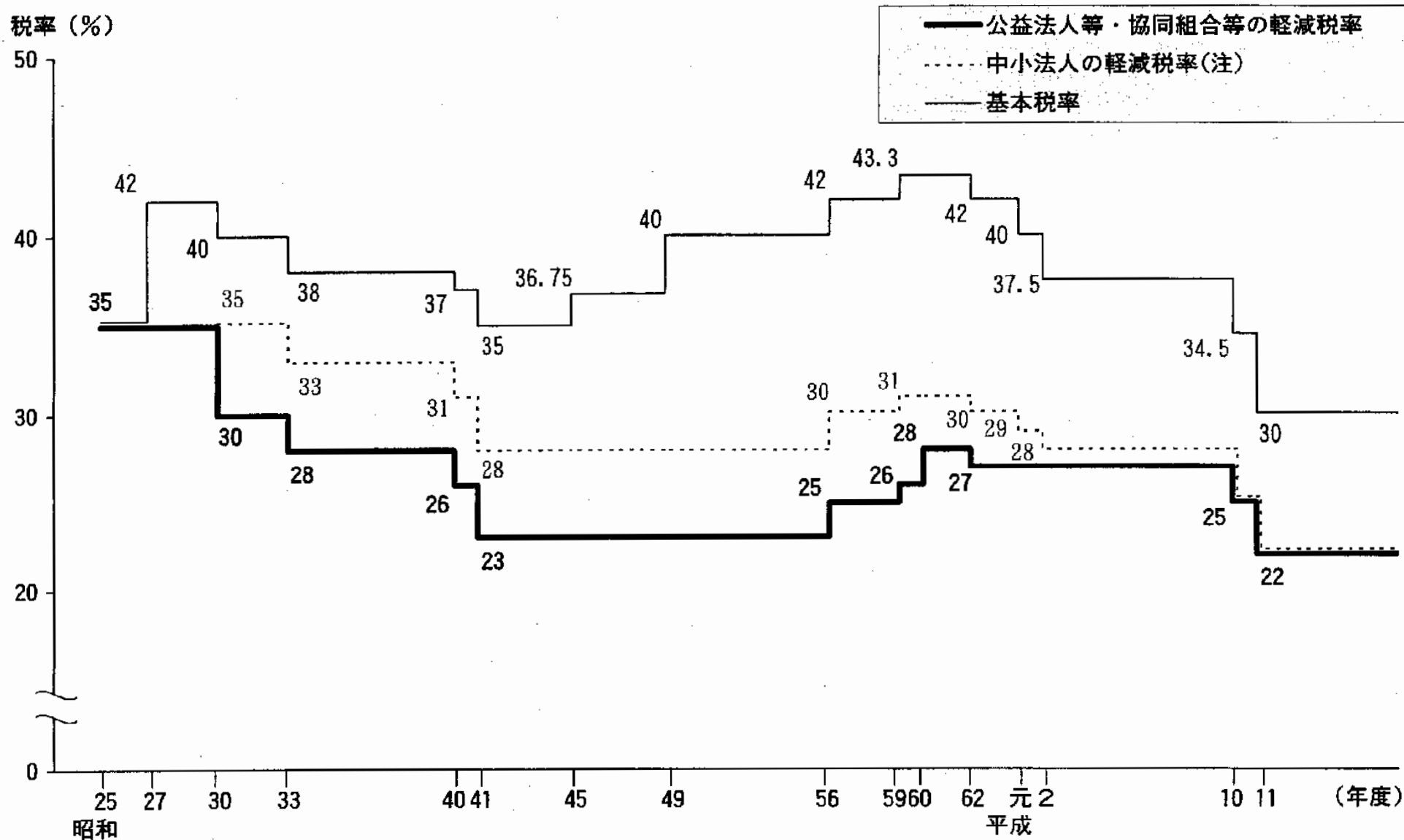
(注) 1 民法第34条法人が法人税法上の収益事業とされる33業種のうち、いずれの事業を実施しているか示したもの。

2 複数回答であるため、上記法人数の合計と収益事業の届出を行っている民法第34条法人数(9,550:平成18年10月1日現在)とは一致しない。

(出所) 総務省「平成19年度 公益法人に関する年次報告」

(3) 公益法人等に係る課税

公益法人に係る法人税率の推移



(注) 中小法人の軽減税率の適用所得については、昭和30年10月の導入当初から一定の所得金額までとされており、現行は所得金額800万円までとされている。

公益法人等の法人税の課税状況

区 分			公益法人等	人格のない社団等	合 計
法 人 数			38,511	13,029	51,540
所 得 金 額	利 益	事業年度数	17,873	6,135	24,008
		金 額	2,582億円	136億円	2,718億円
		税 額	553億円	33億円	586億円
	欠 損	事業年度数	20,811	7,110	27,921
		金 額	2,503億円	147億円	2,650億円

(注) 平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成18年6月30日現在の法人税の申告及び処理事績。

(出所) 国税庁統計年報書(平成17年度版)

諸外国の公益法人等及び税制上の優遇措置の概要(未定稿)

(2007 年 1 月現在)

		アメリカ ^(注1)	イギリス ^(注2)	ドイツ ^(注3)	フランス ^(注4)
公益法人等	形態	非営利公益法人、非営利共益法人 非営利宗教法人 等	保証有限会社 等	登録社団、財団 等	届出非営利社団、公益社団 公益財団
	根拠法	州法(カリフォルニア州法人法典)	会社法 等	民法 等	非営利社団契約に関する1901年7月1日法 等
	法人格の取得	準則主義	準則主義	・登録社団:準則主義 ・財 団:認可主義	・届出非営利社団:準則主義 ・公益社団:認可主義 ・公益財団:認可主義
非課税団体		・税法に定める非課税団体に該当するものとして内国歳入庁の承認を受けた場合、非課税となる。 (教会等は承認不要)	・チャリティ委員会により登録チャリティとして認定を受けた団体が、非課税となる。	・税法に定める非課税団体に該当するものとして税務署の承認を受けた場合、非課税となる。	・上記の法人については非課税資格が認められる。 ・税務署が事後的に非課税となる要件を満たすか否かを判断する。
団体の収入に係る課税上の取扱い		<非課税団体と認められた団体> 関連事業: 非課税 非関連事業: 課税(税率 35%^(注5)) <非課税団体以外の団体> 営利・非営利にかかわらず課税(税率 35%^(注5))	<非課税団体と認められた団体> 関連事業: チャリティの目的のみに用いられる場合、非課税 非関連事業: チャリティの目的のみに用いられ、かつ、一定額以下の場合、非課税。それ以外は課税(税率 30%^(注5)) <非課税団体以外の団体> 営利・非営利にかかわらず課税(税率 30%^(注5))	<公益・慈善等を目的とする非課税団体と認められた団体> 関連事業: 非課税 非関連事業: 課税(税率 25%^(注5)) <その他の目的の非課税団体> 団体の類型により非課税となる範囲が異なる。 <非課税団体以外の団体> 営利・非営利にかかわらず課税(税率 25%^(注5))	<非課税団体と認められた団体> 非収益事業: 非課税 収益事業: 課税(税率 33.33%^(注5))

(注1) アメリカでは、法人格の取得は州法により規定されているため、課税上の取扱いについては連邦税に係るものを記載しているが、法人格取得に係る規定については、カリフォルニア州の規定を例として挙げている。

(注2) イギリスについては、イングランド及びウェールズに関する制度について記載している。イギリスでは、会社法上の一類型である保証有限会社等を利用して公益目的の活動が行われていることから、一例として保証有限会社を掲げている。また、チャリティ委員会は、1980 年チャリティ法により設置され、現在は 1993 年チャリティ法に設置根拠を持つ政府機関である。なお、2008 年チャリティ法により、新たにチャリティ法人制度が設けられた(施行は 2008 年の予定)。

(注3) ドイツにおける税務署は、連邦財務省と州財務省の共通の管轄において共有税や州税等の徴収を行う執行機関である。非課税団体・寄附金優遇団体の認定においては、連邦の定めた基準に基づいて審査を実施する。なお、ドイツにおける政党は非課税団体であるが、政党に対する寄附については特殊な扱いとなっており、個人による政党に対する寄附について一定額の控除が認められる一方、法人による寄附については控除できない。

(注4) フランスにおいては非課税団体・寄附金優遇団体に係る事前の認定手続は無いが、申告等の段階において事後的に税務署が資格の有無を判断する。

(注5) 税率は、法人税の表面税率(国税)について記している。

諸外国における非課税団体の認定要件(未定稿)

(2007年1月現在)

	アメリカ	イギリス (イングランド・ウェールズ)	ドイツ	フランス
認定機関	内国歳入庁	チャリティ委員会 ^(注1)	税務署 ^(注3)	税務署 ^(注4)
認定要件等	内国歳入法第501条(c)等により限定列挙される免税団体に該当する場合、非課税団体となる。(一部の団体を除き、内国歳入庁が、定款その他申請書類に基づき、承認する。) 内国歳入法に限定列挙される非課税団体の例は以下の通り。 ① 宗教、慈善、教育等を目的とする団体 (§ 501(c)(3)団体) ② 市民連盟(Civic leagues)、従業員地域組合(Local association of employees)等 (§ 501(c)(4)団体) ③ 同業者団体、商工会議所等 (§ 501(c)(6)団体) ④ 親睦団体(Social clubs) (§ 501(c)(7)団体) ⑤ 友愛団体(Fraternal beneficiary societies) (§ 501(c)(8)団体) 等	チャリティ委員会が下記の要件^(注2)に基づき判断し、登録チャリティとして認定された場合、非課税団体となる。(一部登録を要しない場合有り) ＜目的一判例法により確立＞ ① 貧困の救済、教育の振興、宗教の振興、その他社会に有益な目的のうち1つに該当すること ② 他の者に対して援助等を提供するものであること ③ 特定の個人を対象としたものでないこと ④ 人類にとって有害なものでないこと ⑤ 違法なものでないこと ⑥ 政治的なものでないこと 等 ＜その他＞ ⑦ 独立した組織であること ⑧ 一般の人々に対する便益が会員に対する便益よりも優位性を有すること ⑨ 援助対象又は会員資格に条件を課さないこと ⑩ 残余財産の分配不可 等	法人税法第5条1項に限定列挙される免税団体に該当する場合、非課税団体となる。 法人税法に限定列挙される非課税団体の例は以下の通り。(元来非課税となり、認定を要しない団体(連邦銀行等)を除く) ① 年金基金、健康保健基金等 ② 職業組合等 ③ 公益、慈善もしくは宗教を目的とする団体 ④ 政党 等	以下の3つの要件をすべて満たす団体は非課税団体となる。 ① 経営が非営利であること ② 営利会社と競合しないこと、又は総合的に判断して営利会社に類していないこと ③ 営利会社と特別の関係がないこと 事前の認定手続無し。但し事後的に税務署が非営利要件に合致しているか否かを判断する。

(注1) チャリティ委員会は、1960年チャリティ法により設置され、現在は1993年チャリティ法に設置根拠を持つ政府機関である。

(注2) 2006年チャリティ法により、チャリティの定義が明文化された(施行は2008年の予定)。

(注3) ドイツにおける税務署は、連邦財務省と州財務省の共通の管轄において共有税や州税等の徴収を行う執行機関である。非課税団体の認定においては、連邦の定めた基準に基づいて審査を実施する。

(注4) フランスにおいては非課税団体に係る事前の認定手続は無いが、申告等の段階において事後的に税務署が資格の有無を判断する。

アメリカの連邦非課税団体の例(未定稿)

IRC	非課税団体	認定要件
§ 501 (c)(3)	宗教、慈善、科学、文学、教育、国内外のアマチュアスポーツ振興、児童・動物虐待防止目的等の団体(慈善団体)	・ 宗教、慈善、科学、公共安全試験、文学、教育、国内外のアマチュアスポーツ振興、児童・動物虐待防止を目的とすること ・ 利益を出資者や個人に分配しないこと ・ 残余財産を社員、出資者に分配しないこと ・ 過度なロビー活動や、政治活動に関与しないこと
(c)(4)	市民連盟(Civic leagues)、従業員地域組合(Local association of employees)	・ 営利目的ではなく、社会福祉の促進を目的として運営すること(市民連盟) ・ 会員が特定の自治体の職員に限られ、団体の利益が慈善、教育、レクリエーション目的に使われること(従業員地域組合) ・ 利益を出資者や個人に分配しないこと
(c)(5)	労働組合、農業団体、園芸団体(Labor, agricultural, or horticultural organizations)	・ 労働条件の改善、製品の品質改善、作業能率の向上等を目的とすること ・ 利益を会員に分配しないこと
(c)(6)	同業者団体、商工会議所、不動産委員会、アメリカン・フットボール・リーグ等	・ 共通の事業利益を持ち、その促進を目的とすること ・ 営利のための継続的な事業に従事していないこと ・ 利益を出資者や個人に分配しないこと
(c)(7)	親睦団体(Social clubs)	・ 娯楽、レクリエーション等を目的として運営すること ・ 利益を出資者に分配しないこと ・ 収入は会費、分担金等に限ること(但し、会員からの施設利用費等による収入は認められる)
(c)(8)	友愛団体(Fraternal beneficiary societies)	・ ロッジ・システム(支部方式)で運営している又はロッジ・システムに属する会員の利益のために運営していること ・ 会員やその扶養家族等に対する、死亡・病気・事故等の支払いに備えていること。また、そのための確立した仕組みを持つこと
(c)(9)	任意参加の従業員共済組合(Voluntary employees' beneficiary associations)	・ 任意参加であり、会員の 90%以上が従業員であること ・ 会員やその扶養家族等に対する、死亡・病気・事故等の支払いに備えていること。また、そのための確立した仕組みを持つこと ・ (死亡・病気・事故等による支払いを除き)利益を出資者や個人に分配しないこと

(注) 認定要件は、内国歳入法典(IRC)及び内国歳入法規則(法的効力を有する Final Regulation)に基づき作成。要件は、主なものを記載しており、網羅的でないことに留意が必要。